

お知らせ **けし・大麻栽培に注意しましょう！**

問 広島県西部保健所広島支所
☎513-5533 FAX.222-5802

庭先などで美しい花を咲かせて私たちの目を和ませてくれるけしには、植えてはいけない種類があるのを知っていますか。

植えてもよいけしは、「ヒナゲシ」、「オコゲシ」、「アザミゲシ」などで、全体に毛が多く生えています。反対に、植えてはいけないけしには毛はほとんどなく、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むようにして付いているのが特徴です。

また、大麻は、昔から「あさ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されていました。しかし、幻覚成分を含み、マリファナやハシシなどに悪用されるため一般には栽培が禁止されています。大麻草の葉は3～9枚の小葉が集まった手のひら状であり、葉の付け根が一点でつながっているのが特徴です。

植えてはいけないけしや大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。

けしの見分け方についてわからないことや、植えてはいけないけしや大麻を見かけたときは、最寄りの保健所・支所または県庁薬務課まで連絡してください。

お知らせ **一時多量ごみについて**

問 環境センター
☎823-4601 (FAX兼用)

引っ越し・庭木のせん定・家の片づけなどで出た一時多量ごみを直接搬入できます。ただし、ごみは種別ごとに分別してください。

なお、可燃性のごみが大量にある場合(45ℓの袋で3袋以上)は、安芸グリーンセンターへ持ち込んでください。

環境センターでの可燃ごみは、**45ℓの袋で2袋まで**です。

●窓口での確認

- ・町民／免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど
- ・町内事業所／名刺、事業所用車輛の車検証など

お知らせ **狂犬病の予防注射はお済みですか**

問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-9203

生後91日以上の子犬の所有者に対し、狂犬病予防法などにより毎年1回6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。令和7年度狂犬病予防注射済票(黄色)を着けていない犬には早急に動物病院で狂犬病予防注射を受けさせてください。



お知らせ **被爆二世健診**

問 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627
広島県被爆者支援課 ☎513-3109

- 実施期間 6月10日(火)～令和8年2月28日(土)
(精密検査については令和8年3月10日(火)まで)
- 検査費用 無料
- 申し込み期間 6月1日(日)～令和8年1月31日(土)
※消印有効。
- 申し込み 役場や公民館に備え付けの専用はがきに必要な事項を記入し、広島県被爆者支援課に申し込んでください。
広島県ホームページからも電子申請により申し込みできます。

※くわしくは、広島県ホームページを確認してください。



お知らせ **6月23日～29日は男女共同参画週間です**

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

誰でも、どこでも、自分らしく

(令和7年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)

●男女共同参画社会とは？

性別に関係なく、仕事、家庭、地域生活などさまざまな場面において自分らしく夢や希望を実現できる社会のことです。

海田町では、「誰もが輝く豊かさづくり～みんなで支えるまちかいた～」をめざし、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することを推進しています。男女共同参画社会をつくるために、一人一人がどのようなことができるのか考えてみましょう。

お知らせ **野良猫への無責任な餌やりはやめましょう**

問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-9203
広島県動物愛護センター
☎0848-60-8511 FAX.0848-86-8012

野良猫への無責任な餌やりにより、頭数の増加や糞尿による被害などが生じます。周辺の生活環境が損なわれるような無責任な餌やりについては、動物の愛護および管理に関する法律に基づく指導対象となります。野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。原則として野良猫の引き取りは行いません。

野良猫による問題の解決策として「地域猫活動」があります。広島県では、地域猫活動に対し、不妊去勢手術の支援制度を設けています。

くわしくは広島県動物愛護センターへ。



お知らせ **埋立ごみと有害ごみは出す場所が違います!!**

問 環境センター
☎823-4601 (FAX兼用)

埋立ごみと有害ごみを出すステーションは異なります!!

- 埋立ごみ ⇒ 毎月第1・第3・第5の水曜日 **可燃ごみステーションに出す**



- 有害ごみ ⇒ 毎月第3水曜日 **資源物ステーションに出す**



違うステーションに出しても、そのごみは回収されません。
何ごみをどこに出すのか確認して出してください!!

お知らせ **7月は“社会を明るくする運動”強調月間です**

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

“社会を明るくする運動”とは？

“社会を明るくする運動”は、令和7年で75回目を迎えます。この運動はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くために全国で取り組まれています。

パネル展示を行います

“社会を明るくする運動”や“更生保護”に関するパネルを展示します。簡単なアンケートに答えると、ボールペンを進呈します。(数量に限りがあります)

- 期間 7月1日(火)～7月11日(金)
- 時間 海田町役場の開庁時間に準ずる
- 場所 役場1階ロビー、1階廊下



法務省ホームページ



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の手カラ
第75回 社会を明るくする運動

犯罪 じゃがいも

